

新型コロナウイルス対策(外出禁止令の対象時間拡大など)

9日、アンドリュー・ホルネス首相は、新型コロナウイルス感染者増加傾向を踏まえ、外出禁止令の対象時間拡大など感染予防策を強化する旨発表しました。

詳細はこちらをご確認ください。

(ジャマイカ政府広報局のホームページ)

<https://jis.gov.jm/curfew-hours-tightened-as-covid-19-cases-climb-swiftly/>

1 外出禁止令(11日以降)

平日:午後7時から翌日午前5時

土曜:午後6時から翌日午前5時

日曜:午後2時から翌日午前5時

2 ビーチ

管理下のないビーチは閉鎖。管理されたビーチはプロトコール遵守のうえ月曜日から土曜日午前6時から午後4時、日曜日は午前6時から午後1時に開場可。

3 川

プロトコール遵守のうえ、家庭利用とラフティングのみ可。運営時間はビーチに同じ。

4 宗教施設

礼拝の参列者は司祭を含み50人まで。会議などイベントは禁止。

5 イベント

コンサート、パーティー、テールゲートパーティー、ラウント・ロビンなど大小関わらず、イベントは禁止。

6 娯楽施設

クラブ、ディスコは閉鎖。ジム、レストラン、公園、バーは40平方フィートに1人を基準とした収容面積の50%の人数まで。

7 そのほか参加・参列人数など

(1)団体の年次あるいは特別会合は50人まで。公共機関の引渡式、開会式などの出席は30人まで。

(2)結婚式は50人まで。

(3)葬儀、埋葬は司式者を含み30人まで。埋葬での時間は30分まで。

8 入国手続

渡航日の3日前までの陰性証明が必要などの手続に変更なし。アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、インド、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴからの入国禁止措置は継続。

引き続き、感染予防と関連の最新情報にご留意ください。

8月10日